

令和元年第4回片品村議会定例会会議録第1号

議事日程 第1号

令和元年9月5日（木曜日）午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議員派遣
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 議案第41号 片品村フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第42号 片品村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第43号 片品村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第44号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第45号 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第46号 片品村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第47号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第48号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第49号 片品村税条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第50号 片品村有住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第51号 片品村営スノーパル・オグナほたか施設利用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第52号 スノーパル・オグナほたかスキー場事業検討委員会設置条例を廃止する条例について
- 日程第18 議案第53号 指定管理者の指定について
- 日程第19 認定第 1号 平成30年度片品村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第 2号 平成30年度片品村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 認定第 3号 平成30年度片品村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認

- 定について
- 日程第 2 2 認定第 4 号 平成 3 0 年度片品村宮観光施設事業特別会計決算の認定について
- 日程第 2 3 認定第 5 号 平成 3 0 年度片品村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 4 認定第 6 号 平成 3 0 年度片品村下水道事業等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 5 認定第 7 号 平成 3 0 年度片品村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 6 報告第 6 号 平成 3 0 年度継続費精算報告書について
- 日程第 2 7 報告第 7 号 財政の健全化判断比率等について
- 日程第 2 8 報告第 8 号 片品村振興公社株式会社の経営状況の報告について
- 日程第 2 9 同意第 4 号 片品村名誉村民の推挙について
- 日程第 3 0 同意第 5 号 片品村固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 3 1 議案第 5 4 号 令和元年度片品村一般会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 3 2 議案第 5 5 号 令和元年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 3 3 議案第 5 6 号 令和元年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 3 4 議案第 5 7 号 令和元年度片品村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 3 5 議案第 5 8 号 令和元年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 3 6 議案第 5 9 号 令和元年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 3 7 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議員派遣
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 議案第 4 1 号 片品村フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 4 2 号 片品村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び

- 費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 4 3 号 片品村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 4 4 号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 4 5 号 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 4 6 号 片品村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 4 7 号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 4 8 号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 4 9 号 片品村税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議案第 5 0 号 片品村有住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議案第 5 1 号 片品村営スノーパル・オグナほたか施設利用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 議案第 5 2 号 スノーパル・オグナほたかスキー場事業検討委員会設置条例を廃止する条例について
- 日程第 18 議案第 5 3 号 指定管理者の指定について
- 日程第 19 認定第 1 号 平成 30 年度片品村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 20 認定第 2 号 平成 30 年度片品村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 21 認定第 3 号 平成 30 年度片品村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 22 認定第 4 号 平成 30 年度片品村営観光施設事業特別会計決算の認定について
- 日程第 23 認定第 5 号 平成 30 年度片品村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 24 認定第 6 号 平成 30 年度片品村下水道事業等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 25 認定第 7 号 平成 30 年度片品村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- (日程第 19 から日程第 25 まで一括上程)
- 日程第 26 報告第 6 号 平成 30 年度継続費精算報告書について
- 日程第 27 報告第 7 号 財政の健全化判断比率等について
- 日程第 28 報告第 8 号 片品村振興公社株式会社の経営状況の報告について

- 日程第 29 同意第 4 号 片品村名誉村民の推挙について
- 日程第 30 同意第 5 号 片品村固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 31 議案第 54 号 令和元年度片品村一般会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 32 議案第 55 号 令和元年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
について
- 日程第 33 議案第 56 号 令和元年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
について
- 日程第 34 議案第 57 号 令和元年度片品村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）につ
いて
- 日程第 35 議案第 58 号 令和元年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第 1 号）
について
- 日程第 36 議案第 59 号 令和元年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
について
(日程第 31 から日程第 36 まで一括上程)
- 日程第 37 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

会議録1号用紙

片品村議会会議録		第 1 日
令和元年 9 月 5 日		
出席議員 1 2 名	欠席議員 名	欠員 名
第 1 番	萩原和典	(出席)
第 2 番	狩野孝夫	(出席)
第 3 番	鹿野一郎	(出席)
第 4 番	星野栄二	(出席)
第 5 番	北澤佳子	(出席)
第 6 番	星野吉弥	(出席)
第 7 番	千明勉	(出席)
第 8 番	後藤眞平	(出席)
第 9 番	萩原正信	(出席)
第 1 0 番	高山悦夫	(出席)
第 1 1 番	千明道太	(出席)
第 1 2 番	飯塚美明	(出席)

説明のために出席した者の職氏名

村 長	梅 澤 志 洋
副 村 長	金 子 賢 司
教 育 長	吉 野 隆 哉
総 務 課 長	萩 原 明 富
住 民 課 長	武 藤 秀 文
保 健 福 祉 課 長	原 澤 博 美
農 林 建 設 課 長	星 野 重 吉
むらづくり観光課長	桑 原 信 一
教育委員会事務局長	星 野 勝 彦
給食センター所長	鈴 木 幸 光
会 計 管 理 者	萩 原 睦 久
代 表 監 査 委 員	桑 原 健 一 郎

事務局職員出席者

事 務 局 長	山 崎 康 広
係 長	小 林 由 里

議長（星野栄二君） ただいまから、令和元年第4回片品村議会定例会を開会します。
本日の会議を開きます。

午前10時06分 開会

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（星野栄二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、8番 後藤眞平君及び9番
萩原正信君を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（星野栄二君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。
お諮りします。
本定例会の会期は、本日から9月13日までの9日間にしたいと思います。
ご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は、本日から9月13日までの9日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

議長（星野栄二君） 日程第3、諸般の報告を行います。
最初に、議員派遣の件を報告します。
会議規則第129条第1項のただし書きの規定により、議長において別紙のとおり議員
を派遣しましたので、ご報告いたします。
また、別紙、議員派遣報告書のとおりご報告いたします。

日程第4 議員派遣

議長（星野栄二君） 日程第4、議員派遣の件を議題とします。
お諮りします。
議員派遣の件については、会議規則第129条の規定により、お手元に配付の議員派遣
書のとおり派遣することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野栄二君) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、議員派遣書のとおり派遣することに決定しました。

次に、お諮りします。

ただいま決定された議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野栄二君) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に一任することに決定しました。

日程第5 一般質問

議長(星野栄二君) 日程第5、一般質問を行います。

通告に基づき、順番に発言を許可します。

6番 星野吉弥君。

(6番 星野吉弥君登壇)

6番(星野吉弥君) はい、議長。

皆さん、おはようございます。

通告に基づきまして、村長の見解を求め、質問をいたしたいと思います。

まずもって、村長におかれましては、山本群馬県知事が就任後初めての尾瀬サミットということで、9月3日、4日、出席大変ご苦労さまでした。

また、村長におかれましては、「ともに創ろう。ふるさと片品」をスローガンに、村民生活向上と片品村発展のために日々一生懸命、活躍くださり、敬意を表します。

私も一議員として4月30日より就任させていただきましたが、片品村民に笑顔で心の満ちが得られる村づくりを進めていきたいと考えています。今後も数多くの取り組み提案を行っていきますので、よろしくお願いいたします。

本議会での質問は、当村の基幹産業であります農業と観光面での取り組みや、さらには財政の健全化に関する質問であります。どうぞよろしくお願いいたします。

(6番 星野吉弥君 質問席に着席)

議長(星野栄二君) 村長 梅澤志洋君、答弁席へ願います。

(村長 梅澤志洋君 答弁席に着席)

6番（星野吉弥君） それでは、質問いたします。

まず、1番として、群馬県と連携した村長のトップセールスの取り組み提案についてでございます。その中で先ほども申したとおり、村の基幹産業の重要部分の観光面から取り組み提案をしたいと思っております。

観光産業振興を図る上で誘客活動の継続は非常に重要と考えます。日本の人口のおおむね3割が集中する関東1都6県のエージェント対策が、宿泊増加につながるものと確信しています。群馬県、むらづくり観光課、片品村観光協会、民宿旅館連合会と連携し、過去に当村でも開催していた観光業者招待会を再度開催し、幅広く片品の四季、道の駅かたしな等を含めエージェントにトップセールスを行うことが将来、当村のインバウンド誘客にもつながることと考えております。

まずは、関東首都圏の大消費地にしっかり目を向け、観光事業振興の将来投資取り組みとしてエージェント対策を推し進めていただきたいと切望します。いかがな考えでしょうか。開催については各年開催でも、東京、片品交互開催でも結構です。お考えをお願いいたします。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（星野栄二君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

ただいまの星野吉弥議員の質問につきましてお答えをいたします。

農業と観光を2本柱とする片品村にとっては議員ご指摘のとおり、観光誘客活動の継続は非常に重要であると考えております。

群馬県では、平成23年の群馬デスティネーションキャンペーンを契機に、知事を会長とするググっとぐんま観光宣伝推進協議会によるググっとぐんま観光キャンペーンが毎年全県を挙げて開催をされています。その中では県内の市町村、観光協会等が参加、協力し、旅行業者を招いてのプロモーション活動も行われており、片品村も積極的にPR等を行っているところでございます。

また、本年は群馬県においてプレデスティネーションキャンペーンが行われ、令和3年度のアフターデスティネーションキャンペーンまで県を挙げての観光キャンペーンが行われ、集中的に宣伝、商談会等も行われますので、このような機会を有効活用し、首都圏に向けて旅行業者等への働きかけを積極的に進めたいと考えております。

なお、来年は2020年東京オリンピック・パラリンピックが7月から9月にかけて行われますが、夏休み期間中の観光シーズンであり、東京オリンピック等観戦への人の流れから片品村への来客の減少が懸念されます。その影響緩和を図るため、民宿旅館組合連合会にも協力を求め、観光協会と協力し、年内にエージェント対策として、首都圏へ向けて

の観光業者招待会及び説明会等の開催を計画中であります。その後については、今回の感触を確かめながら検討していきたいと考えております。

さらに、東京オリンピック等では首都圏の貸し切りバスが不足し、片品村への合宿で来村するための交通手段の確保ができない状況が考えられます。このようなことから、関係市町村と連携を進め、群馬県バス協会を通じて運輸局、群馬県等への貸し切りバス確保等へ向け、協力要請を行うことを検討しているところでございます。

あわせて、引き続き友好都市等で開催される観光イベントなどに出向き、宣伝、誘客活動に努めていきたいと考えておりますので、議員各位のご指導、ご協力をお願い申し上げます。

6番（星野吉弥君） ありがとうございます。

当村の宿泊業の数につきましては、村長も専門的でおわかりだと思いますが、おおむね民宿旅館連合会200軒、さらには5つのスキー場があります。そうした中で村長さんの指導力で、観光協会、民宿旅館連合会の協調で、教育旅行・グリーンツーリズム誘客活動にもトップセールスで観光振興には、観光交流人口増加に力を入れていただきたいと思っております。

続きまして、農業面についての質問になります。

農業面においては、農協片品支店とタイアップしながら、現在、国の指定産地として重要野菜である尾瀬トマト、尾瀬ダイコン、尾瀬レタスを中心にアジサイ等の花卉の振興に取り組んでいただいておりますが、それぞれの品目が各生産部会を設けて活動しています。

そういった部会員の声に耳を傾けるべく、村長・村当局の日程調整のつく範囲で結構です、年1回でもよろしいですから、それぞれの部会員の生の意見が観光産業常任委員会、村当局それぞれに行政反映できるよう委員長及び担当課長、職員と出向く取り組みの中で農業振興を図りながら各部会と相談をし、市場等でのトップセールス取り組みを行っていただき、さらに片品の高原野菜等の名を首都圏、さらには全国に広げてほしいと思っておりますが、いかがでしょうか。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（星野栄二君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

ただいまの星野議員のご質問につきまして、お答えをいたします。

農業振興につきましては、利根沼田農業事務所や利根沼田農業協同組合など関係機関の皆様方のご指導とご協力のもと、さらなる片品村の農業の発展を目指しております。昨年は担い手農業者との意見交換会や認定農業者協議会などに出席をさせていただきまして、皆様方のご要望など意見を聞くことができました。

議員のご意見のとおり、農業関係者の生の意見を聞き、行政に反映することは非常に重要であることだと認識をしております。片品村では、これら農業関係者の意見を反映するために群馬県農政重点施策の基本方針に倣い、農業の体質を強化し農村に活力を取り戻すとともに、安全安心の取り組みを通じて消費者の相互理解を進めることにより、片品村の農業を発展させるための努力をしまいたいと存じます。

しかしながら、農業を取り巻く状況は農業者の高齢化に伴う遊休農地の荒廃化、担い手の減少や鳥獣被害、農業用水の不足など厳しい状況にあります。これらの課題にも群馬県の指導のもと、基盤整備事業の推進、新規就農者支援や農業用水確保など積極的に取り組んでいかなければなりません。今後もさらなる飛躍、発展のため、議員の皆様方を初め関係機関と連携を継続して、片品村の魅力ある農産物を私自身が先頭に立ち、全国に発信していきたいと考えておりますので、議員皆様方からのご支援をよろしくお願い申し上げます。

議長（星野栄二君） 暫時休憩いたします。

午前10時19分

午前10時19分

議長（星野栄二君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議長（星野栄二君） 星野吉弥君。

6番（星野吉弥君） はい、6番。

大変ありがとうございました。

農業面につきましては、私も過去、農協に勤務した経験で、村の支援が農家に見えないところでたくさんあります。制度資金の利子補給についても、利根郡内の町村と比べると片品は一番利子補給もすぐれている町村でした。そうしたことで、村長におかれましては、関係機関と鋭意協調しながら、さらなる農業者に有効な施策の後押しを今後ともよろしくお願いいたします。

続けます。

続きまして、大きく2番の質問となります。

特産品栽培への新規県単事業等への取り組み提案であります。

片品村の特産品である高原花豆は地域限定土産品として加工、販売されたり、重要特産品目ではありますが、近年、栽培者の高齢化、さらには面積も減少傾向にあり、大変な栽培状況となっています。

今後、関係機関と一体となり県単補助事業等を利用し、パイプハウス、インゲン支柱が高原花豆を栽培するには最適ですがそういった補助事業として取り組み振興を行っていたら、農家の労力、費用負担軽減、さらには栽培面積の増加、あわせて農家所得の向上、

遊休農地の解消を進めていければと思いますが、いかがでしょうか。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（星野栄二君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

議員からご質問いただいたように、花豆は高冷地栽培でないと良質なものができないことから、片品村では古くから多くの農家で栽培をされ、土産品として喜ばれておりました。

しかしながら、農家の高齢化が進み、栽培面積も減少し、昨年度の利根沼田農協片品支店への出荷量は、10年前と比較して3分の1程度まで減少している状況であると聞いております。

議員からご提案いただいたように、花豆用の支柱など県単独補助事業を活用するには認定農業者や担い手農業者となり、利根沼田地域推進品目に花豆を加えることが必要となります。そのためにも、栽培面積が増加するような支援をその後検討していく必要があります。その施策として、次世代を担う人材確保や育成、女性の活躍支援や6次産業化の推進などを進めることにより、地域の特色ある農産物の生産振興につながると考えております。また、生産が盛んになれば農家所得の向上や遊休農地解消に向けた取り組みができることになるわけでございます。

今後、村では、地域の特色ある作物を栽培することについては、県、村、JAと連携した支援策を議員皆様方を初め関係機関のご指導をいただきながら、検討したいと考えております。

6番（星野吉弥君） 6番。

議長（星野栄二君） 6番。

6番（星野吉弥君） 大変ありがとうございました。

先ほど認定農業者のお話が出て、ちょっと専門的でまことに申しわけありませんが、私もこの質問をする中で自分なりに考えてみました。先ほど、関係機関も支援に加えた中ということの中で、自分のほうも農協片品支店のほうには相談もいたしますが、花豆栽培部会を設立をすれば、特に認定農業者にこだわることなく花豆生産栽培部会が事業主体となればできると思いますし、絶大な取り組みをお願いをしたいと思います。

最後の質問に移ります。

3番として、平成30年度の各健全化判断比率数値の見解及び今後の村づくりについて、この関係につきましては本議会報告事項の中で出ますが、私なりに平成30年度決算に基づき財政の健全化各数値比率への村長見解、あわせて今後進めていく村づくりについて、

村長のお考えをお願いいたします。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（星野栄二君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

ただいまの星野吉弥議員の質問につきまして、お答えをさせていただきます。

平成30年度財政の健全化判断比率等についてですが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、報告をさせていただいております。地方公共団体の財政状況を客観的にあらわし、財政の早期健全化や再生の必要性を判断する財政指標でございます。

法律により公表が義務づけられている5つの指標ですが、実質赤字比率、連結実質赤字比率は黒字のため、なしでございます。実質公債費比率は2.6%でした。昨年度は1.5%でしたから、1.1%上昇をいたしました。実質公債費比率は平成28年度から平成30年度までの3カ年の平均の比率となっておりますが、平成30年度単年度で見ると4.36%で、今後も上昇していくと考えられます。将来負担比率は1.8%で、昨年度は2.8%でしたから、1.0%の減少となっております。公営企業資金不足比率は算出されませんでしたので、平成30年度全体の指数は問題のない数値でございました。

現時点で平成30年度の指数を他市町村と比較することはできませんが、群馬県のホームページに、県内全市町村の平成29年度の指標が掲載されておりますが、片品村については県内平均を下回っている状況でございます。しかしながら、大きな事業が続いたため、今後、起債に対する高額な償還が続くと考えております。厳しい財政状況の中、大規模な事業も実施しなくてはいけないため、事業内容を精査し、経費の節減に努めながら計画的に事業を実施していきたいと考えております。

今後進める村づくりについては、村民皆様が安心して暮らせていける施策を続けるとともに、観光についてはトップセールスを継続して行い、関係者、関係機関と協力を密にし、村の魅力を発信してまいりたいと考えております。

農業については、農産物の輸出など新たな販路の開拓を目指し、主要作物であるトマトのパイプハウス助成事業を継続し規模を拡大、新規就農者の確保へ進めてまいりたいと考えておりますので、議員各位のご指導、ご協力をお願い申し上げまして、星野議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

6番（星野吉弥君） 6番。

議長（星野栄二君） 6番。

6番（星野吉弥君） 大変ありがとうございました。

私の所感では、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が平成19年6月22日に法律化されました。今回、資料を自分なりに整理しましたが、議長さんの承認がないと配れないということで皆さんにはお配りできませんが、利根郡下各市町村と平成19年から29年までの数値比較しますと、片品について30年度は先ほど村長さんから説明があったとおり実質公債費比率が2.6%、将来負担比率が1.6%ですが、19年度の実質公債費比率は片品は11.9%です。さらには、将来負担比率は51%です。それが平成25年には、実質公債費比率が7.4%将来負担比率はございません。そうした中で利根郡内の他の市町村の名称を読み上げるわけにはいきませんが、片品は優秀な比率関係にあると私は評価しています。

この数値で前村長、歴代の村長、さらには議会、役場職員のたゆまぬ努力により、当村の財政はより健全化が平成30年度までは進んだと評価しております。

さらには、小学校、児童館、中学校、道の駅かたしな等々の建設と施設整備がなされ、順調に現村長のもと、運営稼働しています。過日5月10日の新人議員予算説明会勉強会によりますと、これらの施設は一部、過疎債等の借り入れ財源で賄い、平成30年度末現在、起債残高、借り入れはおおむね51億円余りです。過疎債は3年据え置き、9年償還となりますが、今後、当村が平年ベースの仕事を行っていた場合、当然、起債、借入れも必要となり、今年度の村の返済額はおおむね4億円ですが、平成33年（令和3年）から平成39年（令和9年）まではおおむね5億円超えの返済予定額となり、大変さも増しますが、建設前、当村に必要な施設を各検討委員会の答申、さらには議会承認を受け、建設、借入したわけです。これらを有効活用、運営することこそ、私たちに与えられた責務だと考えます。

今後も、村長の力強いリーダーシップで村民に不安を抱かせることなく、限られた財源ですが、計画的なインフラ整備、さらには財政健全化と村民の理解のもと、村当局、議会手を取り、三位一体で知恵を絞り、推し進めてまいりましょう。今度も特段なご指導をお願いし、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（星野栄二君） 次に、12番 飯塚美明君。

12番（飯塚美明君） はい、議長。

議長（星野栄二君） 12番。

（12番 飯塚美明君登壇）

12番（飯塚美明君） 皆さん、おはようございます。

2000年になりまして地方分権改革が始まり、住民にとって身近な行政はできる限り地方が行うことを方向づけました。地方自治体はさまざまなことを決定できるようになりましたが、同時に責任も重くなりました。国の出先機関として機関委任事務により、あれ

もこれもと行ってきました手厚い行政サービスも、厳しい財政状況によりましてあれかこれかの優先順位をつけてやらなければならない、そういう時代になりました。

片品村では長い間の懸案事項であり、避けては通れない4つの大きな事業を行いました。その結果について、まずお伺いいたします。また、2025年問題として注目されております問題にどのように対処していくのかについても質問席で村長にお伺いしたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

(12番 飯塚美明君 質問席に着席)

議長(星野栄二君) 村長 梅澤志洋君、答弁席へ願います。

(村長 梅澤志洋君 答弁席に着席)

12番(飯塚美明君) 議長。

議長(星野栄二君) 12番。

12番(飯塚美明君) それでは、村長、よろしく願いいたします。

平成25年度より始まりました片品村での大きな事業として、片品小学校、児童館、片品中学校、交流連携拠点整備事業道の駅の建設事業が終了いたしました。それぞれに要した建設費、そしてその財源としました内容として国県支出金、村基金、一般財源、地方債とその内訳、後で交付税措置される額、あるいはそれが出せなければ基準財政需要額についてお願いをいたします。

また、4事業の総建設費、地方債の合計、この内訳についてもあわせてご説明をお願いいたします。

村長(梅澤志洋君) 議長。

議長(星野栄二君) 村長。

村長(梅澤志洋君) 村長。

ただいまの飯塚議員のご質問についてお答えをいたします。

過去5年間の中で片品村では大きな事業を行い、それらに要した建設費、財源、借入金等の内容についてのご質問でございますが、まず、片品小学校の建設に要した費用ですが、11億6,841万円です。その財源につきましては、国庫補助金が3億7,163万9,000円、過疎対策事業債が6億4,840万円、学校建設基金繰入金が1億4,200万円、一般財源が6,371,000円となっております。

次に、児童館の建設に要した費用ですが、1億9,494万円です。この財源につきましては、国庫補助金が2,571万5,000円、県の補助金が2,684万1,000円、

過疎対策事業債が1億4,000万円、一般財源が238万4,000円となっております。

次に、片品中学校の建設に要した費用ですが、13億4,327万2,000円です。その財源につきましては、国庫補助金が3億8,954万8,000円、過疎対策事業債が7億2,770万円、財政融資資金が1,310万円、学校建設基金繰入金が1億9,200万円、一般財源が2,092万4,000円となっております。

次に、道の駅尾瀬かたしなの建設に要した費用ですが、9億2,134万4,000円です。その財源につきましては、国庫補助金が2億7,143万円、過疎対策事業債が3億7,650万円、一般補助施設整備事業等事業債が8,600万円、地域づくり基金繰入金が3,675万円、一般財源が1億5,066万3,000円となっております。

以上、4事業の建設費は36億2,796万6,000円で、その他地方債については、過疎対策事業債が18億9,260万円、財政融資資金が1,310万円となっております。

12番（飯塚美明君） 議長。

議長（星野栄二君） 12番。

12番（飯塚美明君） 12番。

過疎対策事業債を使ってほとんどこの事業は行っておりますけれども、過疎対策事業債というのは70%が後で交付税措置されるということになっております。

そこで、この70%全額が交付税として片品村に入ってきているのか、それとも国の事情などで減額されて入ってきているのか、その辺のところを村長、どうでしょうか。

村長（梅澤志洋君） 片品村一般会計の借入金ということでございますけれども、平成30年度末現在、一般会計の借入金の総額は50億9,524万6,890円でございます。後で交付税措置をされる額はとのご質問ですが、交付税措置される額につきましては今後の基準財政需要額と基準財政収入額が確定しないため算出はできませんので、交付税算定のもとになる基準財政需要額に算入される額について申し上げます。

まずは、臨時財政対策債ですが、平成30年度末現在の総額は19億148万4,226円で、償還額の100%が基準財政需要額に算入されます。次に、過疎対策事業債ですが、平成30年度末現在の総額は30億65万8,221円で、償還額の70%が基準財政需要額に算入されます。そのほかの借入額の1億9,310万4,443円につきましては、償還額のおおむね50%が基準財政需要額に算入されます。その基準財政需要額の総額から基準財政収入額を差し引いた額が普通交付税として交付されます。

また、これから10年の返済計画とのごことですが、今後新たな借り入れをしない前提で返済を実施した場合、令和元年度の償還金は総額4億51万7,224円です。毎年償還

を実施し、3年後の令和4年度で借入総額は38億1,161万9,969円となり、その年の償還金は5億5,562万4,122円の予定です。

なお、10年後の令和11年度での借入総額は6億9,985万3,887円となり、その年の償還金は2億2,078万6,134円の予定です。

以上のように、令和元年度以降に新たな起債を発行しなければ令和23年度に全ての起債の償還が完了することになります。なお、現実的には新たな起債を毎年度発行することになりますので、発行した額が上乘せされることになります。

12番（飯塚美明君） 議長。

議長（星野栄二君） 12番。

12番（飯塚美明君） 過疎債のことにちょっと戻りまして、私なりに知っている知識で村民の皆さんにご説明をしたいと思います。

過疎債は、先ほど基準財政需要額、基準財政収入額という言葉が村長のほうからありました。過疎債は、過疎債で設けた額の70%が基準財政需要額に算入できる、そして村の基準財政収入額という村の目的が限られているもの以外の収入が基準財政収入額と考えていいと思うんですけれども、その基準財政収入額を引いた部分が地方交付税で村に入ってくるということでありまして、片品村が補助金を使わない部分で単独で村の予算の中から返さなければならない部分というのは、過疎債に対しては100マイナス70の30%部分、そして実際に国の事情などで、基準財政額マイナス基準収入額を引いた額よりも交付税がちょっと減額されて村に入ってきます。その減額された部分と30%部分が実質的な村の借金返済になるというふうに考えていいと思うんです。

わかりやすく言いますと、この4つの事業に関しては、例えば100円を過疎債で借りたと、基準財政需要額に70円の参入をしたと、しかし65円しか国税では入ってこなかったと、そうすると村が独自で返済しなければならない資金は30円プラス5円の35円だということです。

これを4つの事業に当てはめると、100円に当たる総地方債、これが18億9,260万円、ちょっと数字が若干違うかもしれませんが、これに対して70円、基準財政需要額に算入できるのが70円、これに当たるのが13億2,480万円、残りの30円、30%に当たる部分がこれが5億6,780万円です。これに70円に不足しました、例えば65円しか出なかった5円を足したものが3年据え置きで各9年返済ということになります。この辺をしっかりと借金がこんなに多くて大丈夫かいという村民の声がありますけれども、実際は30%に当たる5億6,700万円ぐらいと実際に70%で交付されるべき足りない部分の5円分が上乘せされたものを、村は独自の歳入の中から返済をしていくというふうに私は思っております。もし違いがありましたら、後でアドバイスをお願いしたいと思います。

次に、2025年問題についてお伺いいたします。

2025年に団塊の世代が全て75歳以上の後期高齢者となります。現在75歳以上の後期高齢者の人数、そして2025年における後期高齢者の予想人数はどのくらいになるでしょうか。

あわせて65歳以上の片品村の高齢化率の変化、これは予想値でありますけれども、お願いをいたします。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（星野栄二君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

飯塚議員のご質問につき、お答えをさせていただきます。

現在の75歳以上の後期高齢者人数と2025年の人数の予想値、そして65歳以上の高齢化率についての質問ですが、まず75歳以上の方は7月31日現在で894人でございます。2025年の予測値ですが、第4次片品村総合計画では75歳以上の予測値がございませんので、片品村人口ビジョンをもとに予測いたしますと1,027人となり、現在よりも133人増加する予想でございます。

また、65歳以上の高齢化率につきましては、現在37.9%でございますが、片品村人口ビジョンですと37.6%と現在よりも0.3%の減少が予想されております。人口と高齢化比率が減少をする予想の片品村人口ビジョンでございますが、人口減少を克服することを目指す地方創生事業等に取り組んでいる成果が数値に反映されております。この片品村人口ビジョンの予測数値を目標とし、現在の取り組みを広い視野を持って堅実に取り組んでまいりたいと考えております。

12番（飯塚美明君） 議長。

議長（星野栄二君） 12番。

12番（飯塚美明君） 12番。

次に、2025年には急速に後期高齢者が増加いたします。現在のひとり暮らしの高齢者の人はどのくらいいらっしゃいますか。

後期高齢者の増加によりまして、ひとり暮らしの高齢者や老老介護世帯が増加し、養護老人ホーム等の受け入れ施設の不足などが顕著になると思っておりますけれども、片品村はどのように対処をしていきますか。現在の特養への待機者数もあわせてお願いをいたします。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（星野栄二君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

ひとり暮らしの高齢者数、老老介護世帯の増加と養護老人ホーム等の受け入れ施設の不足にどう対応していくかということでございますが、現在、ひとり暮らしの70歳以上の方は119人おります。昨年は120人、その前は121人とここ数年比較いたしましても増加することなく、ほぼ横ばいで推移しております。

しかしながら、認知症を発症する方がふえる見込みもあるため、介護保険第7次事業計画にある要支援2以上の方から入居できる認知症対応型グループホームの建設の公募を準備しているところでございます。

次に、特養の待機者数についてですが、片品村の介護保険被保険者の方で利根沼田地域の特養に入所申し込みをされている待機者数は、要介護3以上の方で14名でございます。

なお、老老介護世帯の増加や養護老人ホーム等の受け入れ施設の不足については、議員おっしゃるとおり、人材不足等により介護保険制度による支援サービス等に不足が生じる懸念がございますので、片品村では「みんなで支え合うむらづくり」をテーマに、生活支援体制整備協議体第1層、第2層を推進してまいります。第1層は、行政が中心となり各地区で解決できない課題を村全体の課題として検討する組織です。第2層は、住民全体で行政は側面的支援に回り、各地区で住民が互いに支え合う組織づくりとご近所の課題解決を行います。行政が入らない第2層は、片品村社会福祉協議会に事業委託をし、きめ細かな支援とご協力をお願いし、地区の方々と一緒に地区の問題を検討していただいているところでございます。この第2層の取り組みが元気なお年寄りを生み、支援を必要とする老老介護世帯の減少、養護老人ホーム等の施設入所者の減少、介護保険サービスの不足に歯どめをかける対策となると思っております。

高齢者問題だけでなく、地域生活課題を克服するために役場職員はもちろんでございますが、村民一人一人が地域の現状や将来について関心と当事者意識を持ち、何が問題か、何が必要かを考え、自分たちで判断しながら自分たちでできることを実践行動していくことが必要と考えております。行政の役割をしっかりと考えた上で、片品村を取り巻く数多くの課題を克服するために生活支援体制整備協議体を推進し、村民の声を吸い上げ、まずは生活拠点となる地域の充実、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めたいと考えております。

また、本年度は、6月補正予算でお世話になりました広域連合の事業を活用し、後期高齢者のフレイル対策を実施いたします。この事業は県内21市町村が希望いたしましたが、唯一片品村1村のみが認められ、実施できることが決定いたしました。片品村が健康づくりに前向きに計画的に取り組んでいることが評価されたものと思っております。

今後も第3次片品村地域福祉計画、地域福祉活動計画に基づき福祉サービスの向上と生活習慣病や認知症などの予防と特定保健指導、糖尿病重症化対策を強化するとともに、年

年齢にとらわれず、さまざまな題材で健康教室を開催するなど若年層から健康づくりへ興味を持っていただけるよう努め、健康寿命を延伸できるよう健康づくり事業に取り組み、健康なお年寄りがたくさんいる村づくりに努めてまいりたいと考えております。

12番（飯塚美明君） 議長。

議長（星野栄二君） 12番。

12番（飯塚美明君） 12番。

ちょっとわからない点もありましたけれども、後でまた委員会等でご質問させていただきます。

次に、片品村では、買い物、病院等への日常生活の足が自家用車中心となっております。自動車なしでの生活できないのが現状です。最近、高齢者による大きな事故の報道もよく耳にいたします。

2025年を境として後期高齢者が急速に増加しますが、免許証を返納しても日常生活が送れるための対策、取り組みについて村長の考えをお願いいたします。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（星野栄二君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

次に、免許返納後の日常生活の対策と取り組みについてですが、まず免許返納後の対策ですが、病院への通院は介護保険制度の有償運送事業、各医療機関からの送迎バス、高齢交通弱者救済事業ではタクシー料金補助や無料バス等の対策によりほぼ対応できていると考えております。買い物につきましては、民間の企業等がそれぞれサービスを開始しておりますし、住民の中には生協のような宅配サービスを利用している方も多いと聞いております。

運転免許返納の取り組みといたしましては、運転免許証を返納し、その免許証のかわりに身分証明書として運転経歴証明書の発行希望される方に対して、運転経歴証明書の発行手数料1,100円を補助するための事業費を9月補正予算に計上させていただいております。

また、高齢者の方の交通安全対策の一環としてオートマチック車における踏み間違い防止装置への補助も検討しており、6万円を上限に3分の2を補助するための事業費につきましても9月補正予算に計上させていただいております。

12番（飯塚美明君） 議長。

議長（星野栄二君） 12番。

12番（飯塚美明君） 1つ、ぜひ参考にしてほしいことがあります。以前、片品村では公共交通検討特別委員会というものを設置いたしまして、今、私が質問したことについて審議をして村長に答申をしたという経緯がございます。1つは、スクールバスについてこれからどうするのかということです。もう一つは、自動車を持たない高齢者の公共交通についてどうしていったらいいんだろうというそういう委員会でありました。

まず、高齢者に対しては、バス停まで歩いて行って公共交通に乗ることが困難な高齢者が多くなるということを前提に、この委員会で審議しました。その結果として、乗りおりは戸口から戸口までのデマンドタクシーが高齢者の公共交通としてはふさわしいというこんな答申内容を村長にしたことを覚えております。ぜひこれを村長、参考にしていただきたいと思います。

最後になりますけれども、これからの片品村が直面する課題について、少し村長に質問したいと思います。

まず、大きな問題は、先ほどから私が触れております人口減少と高齢化でございます。少子高齢化によりまして生産年齢人口が減少いたします。片品村の基幹産業である観光産業の将来性などもちょっと見えないところがあります。地域経済の縮小、村税の減少がこれらのことから予想されます。また、片品村の人口の減少や国の財政事情などから地方交付税も村に入ってくる額が減少することが予想されます。片品村の予算規模が縮小する予想の中で、これが2025年を境として一気に進み、医療費や介護費用等の社会保障費が日に日にふえていきます。歳入の減少により、したがって村の財政は一気に硬直化することが想定されます。限りある村予算の中で何を優先して村づくりをしていくのがいいのか、これ大変難しい課題だと思っております、漠然としておりますので。

そこで、村財政の今後10年間の推移予測、収入と支出これの予測を立てて、議会に示してほしいと思います。その上で、具体的な課題を見据えて対策を執行部とともに議会も考えていければいいのではないかと、そのように思っておりますので、村長のお考えを聞かせてください。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（星野栄二君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 限りある村の予算の中でということですが、先ほど星野吉弥議員の一般質問にお答えをいたしました。まずは観光事業、農業の活性化、充実、村民の生活環境の整備など、村民一人一人がいつまでも住みなれた地域で安心して笑顔で暮らせる村づくりに努めてまいりたいと考えております。

また、議員今ご指摘のとおり今後の10年間の予算等のことをございますけれども、村当局といたしましてもなるべく議員の皆様へ情報を開示して、これから議員各位の理解とご協力をお願いしたいというふうに思っている次第でございます。

いずれにいたしましても、三位一体ということでございますので、執行部は議員、村民とともにこの村を盛り上げていきたいというふうに考えておりますので、今後とも議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げまして、飯塚議員への答弁とさせていただきたいというふうに思います。

12番（飯塚美明君） 議長。

議長（星野栄二君） 12番。

12番（飯塚美明君） 議員、議会は一番住民に身近なところにいる人たちです。住民の声をお聞きして、これを優先してもらわなければならないとかそういう声が出てきたときに行政側とは別の立場で村長にご意見を申し上げたいとそんなふうに考えておりますので、ぜひ村財政の今後の10年間の推移予測、これを近いうちに出して議会のほうに示していただきたいとそうふうに思っております。よろしく願いいたします。

これで一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長（星野栄二君） 以上で一般質問を終わります。

日程第6 議案第41号 片品村フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の制定 について

議長（星野栄二君） 日程第6、議案第41号 片品村フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第41号 片品村フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について、提案の説明を申し上げます。

この条例は、地方公務員法の一部が改正され、令和2年4月1日から施行されることに伴い、その規定により採用されるフルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例を制定するものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い

い申し上げます。

議長（星野栄二君） なお、詳細な説明を求めます。

総務課長 萩原明富君。

総務課長（萩原明富君） はい、総務課長。

（詳細説明）

議長（星野栄二君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありますか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） これで討論を終わります。

これから、議案第41号 片品村フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号 片品村フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第42号 片品村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について

議長（星野栄二君） 日程第7、議案第42号 片品村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

(村長 梅澤志洋君登壇)

村長(梅澤志洋君) 村長。

議案第42号 片品村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について、提案の説明を申し上げます。

この条例は、地方公務員法の一部が改正され、令和2年4月1日より施行されることに伴い、その規定により採用されるパートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例を制定するものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(星野栄二君) なお、詳細な説明を求めます。

総務課長 萩原明富君。

総務課長(萩原明富君) はい、総務課長。

(詳細説明)

議長(星野栄二君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「進行」と呼ぶ者あり)

議長(星野栄二君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野栄二君) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野栄二君) これで討論を終わります。

これから、議案第42号 片品村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野栄二君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号 片品村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第43号 片品村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について

議長(星野栄二君) 日程第8、議案第43号 片品村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

(村長 梅澤志洋君登壇)

村長(梅澤志洋君) 村長。

議案第43号 片品村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、地方公務員法の改正に伴い、条例の一部改正をお願いするものでございます。

主な改正の内容は、人事行政の運営状況を報告する対象となる職員のフルタイムで勤務する会計年度任用職員を加えるものでございます。

附則につきましては、施行期日を定めるものであり、令和2年4月1日から施行するものであります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長(星野栄二君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「進行」と呼ぶ者あり)

議長(星野栄二君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野栄二君) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野栄二君) これで討論を終わります。

これから、議案第43号 片品村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野栄二君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号 片品村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第44号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について

議長(星野栄二君) 日程第9、議案第44号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

(村長 梅澤志洋君登壇)

村長(梅澤志洋君) 村長。

議案第44号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、地方公務員法の改正に伴い、条例の一部改正をお願いするものでございます。

主な改正の内容は、会計年度任用職員の心身の故障等による長期休養などの期間を、その職員の任期内とするという規定を加えるものでございます。

附則につきましては、施行期日を定めるものであり、令和2年4月1日から施行するものであります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長(星野栄二君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「進行」と呼ぶ者あり)

議長（星野栄二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） これで討論を終わります。

これから、議案第44号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第45号 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について

議長（星野栄二君） 日程第10、議案第45号 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第45号 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、地方公務員法の改正に伴い、条例の一部改正をお願いするものでございます。

主な改正の内容は、パートタイム会計年度任用職員の報酬を減額処分する場合に、その対象外とする手当等を定める規定を加えるものでございます。

附則につきましては、施行期日を定めるものであり、令和2年4月1日から施行するも

のです。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（星野栄二君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） これで討論を終わります。

これから、議案第45号 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第46号 片品村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 について

議長（星野栄二君） 日程第11、議案第46号 片品村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第46号 片品村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、地方公務員法の改正に伴い、条例の一部改正をお願いするものでございます。

主な改正の内容は、育児休業中の勤勉手当の支給及び復職時の号級調整をする対象職員に会計年度任用職員は含まれないことを定める規定を加えるものでございます。

附則につきましては、施行期日を定めるものであり、令和2年4月1日から施行するものです。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（星野栄二君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） これで討論を終わります。

議案第46号 片品村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号 片品村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第47号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（星野栄二君） 日程第12、議案第47号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第47号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、地方公務員法の一部改正に伴い、関連する条項等の改正を行うものでございます。

附則につきましては、施行期日を定めるものであり、令和2年4月1日から施行するものです。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（星野栄二君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） これで討論を終わります。

これから、議案第47号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に

関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第48号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（星野栄二君） 日程第13、議案第48号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第48号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、地方公務員法の改正に伴い、関連する条項等の改正を行うものでございます。

附則につきましては、施行期日を定めるものであり、令和2年4月1日から施行するものです。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（星野栄二君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） これで討論を終わります。

これから、議案第48号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野栄二君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第49号 片品村税条例の一部を改正する条例について

議長(星野栄二君) 日程第14、議案第49号 片品村税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

(村長 梅澤志洋君登壇)

村長(梅澤志洋君) 村長。

議案第49号 片品村税条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法の改正に伴い、条例の一部改正をお願いするものでございます。主な改正の内容は、村民税及び軽自動車税についてのものです。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(星野栄二君) なお、詳細な説明を求めます。

住民課長 武藤秀文君。

住民課長(武藤秀文君) はい、住民課長。

(詳細説明)

議長(星野栄二君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「進行」と呼ぶ者あり)

議長(星野栄二君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野栄二君) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野栄二君) これで討論を終わります。

これから、議案第49号 片品村税条例の一部を改正する条例についてを採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野栄二君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号 片品村税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第50号 片品村有住宅管理条例の一部を改正する条例について

議長(星野栄二君) 日程第15、議案第50号 片品村有住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

(村長 梅澤志洋君登壇)

村長(梅澤志洋君) 村長。

議案第50号 片品村有住宅管理条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、片品村職員等住宅管理規則を改正するため、条例に定められている使用料を改正するものでございます。

附則につきましては、施行期日を定めるものであり、公布の日から施行するものです。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長(星野栄二君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「進行」と呼ぶ者あり)

議長(星野栄二君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野栄二君) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野栄二君) これで討論を終わります。

これから、議案第50号 片品村有住宅管理条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野栄二君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号 片品村有住宅管理条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第51号 片品村営スノーパル・オグナほたか施設利用料徴収条例の一部を改正する条例について

議長(星野栄二君) 日程第16、議案第51号 片品村営スノーパル・オグナほたか施設利用料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

(村長 梅澤志洋君登壇)

村長(梅澤志洋君) 村長。

議案第51号 片品村営スノーパル・オグナほたか施設利用料徴収条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の一部改正につきましては、令和元年10月1日から消費税が10%に引き上げられることに伴い、施設の実情に合った利用料金体系の設定による一部改正をお願いするものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長(星野栄二君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「進行」と呼ぶ者あり)

議長(星野栄二君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野栄二君) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野栄二君) これで討論を終わります。

これから、議案第51号 片品村営スノーパル・オグナほたか施設利用料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野栄二君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号 片品村営スノーパル・オグナほたか施設利用料徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第52号 スノーパル・オグナほたかスキー場事業検討委員会設置条例を廃止する条例について

議長(星野栄二君) 日程第17、議案第52号 スノーパル・オグナほたかスキー場事業検討委員会設置条例を廃止する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

(村長 梅澤志洋君登壇)

村長(梅澤志洋君) 村長。

議案第52号 スノーパル・オグナほたかスキー場事業検討委員会設置条例を廃止する条例について、提案の説明を申し上げます。

公営企業法に基づく特別会計から一般会計に移行したことにより、観光施設事業運営委員会と重複するため、条例を廃止するものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（星野栄二君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） これで討論を終わります。

これから、議案第52号 スノーパル・オグナほたかスキー場事業検討委員会設置条例を廃止する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号 スノーパル・オグナほたかスキー場事業検討委員会設置条例を廃止する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第53号 指定管理者の指定について

議長（星野栄二君） 日程第18、議案第53号 指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第53号 指定管理者の指定について、提案の説明を申し上げます。

片品村営スノーパル・オグナほたかにつきましては、平成26年10月1日から令和元年9月30日までの5年間、武尊山観光開発株式会社を指定管理者として運営を行ってお

りますが、契約期間の終了に伴い、引き続き同社を指定管理者の候補者として協議を進めてまいりました。

武尊山観光開発株式会社につきましては、本施設のほかに指定管理者として武尊牧場観光施設を、また宝台樹スキー場などの公営観光施設の運営実績があり、地元地域からの信頼もあることから、引き続き指定管理者の指定をお願いするものでございます。

期間は、安定運営を図るべく経営改善計画に基づき収益の改善に努めるため、2年間短縮して令和元年10月1日から令和4年9月30日の3年間でございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（星野栄二君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） これで討論を終わります。

これから、議案第53号 指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第19 認定第1号 平成30年度片品村一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第20 認定第2号 平成30年度片品村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第21 認定第3号 平成30年度片品村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第22 認定第4号 平成30年度片品村営観光施設事業特別会計決算の認定について
- 日程第23 認定第5号 平成30年度片品村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第24 認定第6号 平成30年度片品村下水道事業等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第25 認定第7号 平成30年度片品村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議長（星野栄二君） 日程第19、認定第1号 平成30年度片品村一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第25、認定第7号 平成30年度片品村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの以上7件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 村長。

認定第1号から認定第7号までの平成30年度片品村一般会計及び各特別会計の決算について、提案の説明を申し上げます。

認定第1号 平成30年度片品村一般会計歳入歳出決算の認定について、提案の説明を申し上げます。

歳入総額43億8,592万4,593円、歳出総額41億7,792万3,260円、差し引き残額2億800万1,333円について、決算の認定をお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、村税5億5,983万5,429円で全体の12.8%、地方交付税18億9,129万9,000円、43.1%、国庫支出金3億8,014万446円、8.7%、県支出金2億7,638万5,197円、6.3%、繰入金2億1,969万5,699円、5.0%、村債6億820万円、13.9%、繰越金1億3,757万662円、3.1%であります。

歳出の主なものにつきましては、片品中学校建設関係6億7,695万8,979円、扶助費1億6,632万5,677円、特別会計への繰出金2億2,452万5,866円、利根東部衛生施設組合負担金1億980万円、利根沼田広域市町村圏振興整備組合負担金1億4,157万4,000円、地方債の償還金が元金と利子合わせて3億760万3,343円あります。

また、平成30年度末の地方債借入残高は50億9,524万6,890円で、前年度末に比べ2億6,838万7,831円の増であります。

歳入歳出差し引き残額から翌年度へ繰り越すべき財源としての繰越明許費2,496万

9,000円と財政調整基金への積み立て1億円を差し引いた額8,303万2,333円は、令和元年度へ繰り越しをさせていただきます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、ご審議の上、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

認定第2号 平成30年度片品村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、提案の説明を申し上げます。

歳入総額7億6,446万5,176円、歳出総額7億1,042万6,447円、差し引き残額5,403万8,729円について、決算の認定をお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、国民健康保険税1億8,701万1,300円で全体の24.5%、県支出金4億9,615万2,862円、64.9%、繰入金4,952万9,407円、6.5%、繰越金3,082万2,785円、4.0%であります。

歳出の主なものにつきましては、保険給付費4億8,186万7,679円、67.8%、国民健康保険事業納付金1億9,363万7,369円、27.3%、保健事業費1,327万6,517円、1.9%であります。

歳入歳出差し引き残額から国民健康保険基金への積み立て2,800万円を差し引いた額2,603万8,729円は、令和元年度へ繰り越しをさせていただきます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、ご審議の上、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

認定第3号 平成30年度片品村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、提案の説明を申し上げます。

歳入総額9,197万1,770円、歳出総額8,739万5,341円、差し引き残額457万6,429円について、決算の認定をお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、使用料及び手数料6,492万9,300円で全体の70.5%、分担金及び負担金1,396万4,400円で、15.1%であります。

歳出の主なものにつきましては、総務費2,299万2,205円で全体の26.3%、施設費4,592万6,518円で52.6%、公債費1,847万6,618円で21.1%であります。

なお、平成30年度末現在の地方債借入残額は、1億3,315万4,123円となっております。

歳入歳出差し引き残額から簡易水道事業基金への積み立て230万円を差し引いた額227万6,429円は、令和元年度へ繰り越しをさせていただきます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、ご審議の上、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

認定第4号 平成30年度片品村営観光施設事業特別会計決算の認定について、提案の説明を申し上げます。

収益的収入の観光施設事業収益につきましては2億6,503万7,171円であり、

収益的支出の観光施設事業費につきましては9, 228万3, 079円であります。

資本的収入につきましては計上がなく、資本的支出につきましては1億4, 148万6, 854円で、内容は企業債の償還金でございます。

資本的収支の不足分1億4, 148万6, 854円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填をしました。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議の上、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

認定第5号 平成30年度片品村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、提案の説明を申し上げます。

歳入総額5億6, 587万6, 740円、歳出総額5億3, 798万4, 798円、差し引き残額2, 789万1, 942円について、決算の認定をお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、保険料1億2, 659万4, 800円で全体の22.4%、国庫支出金1億3, 695万131円、24.2%、支払基金交付金1億3, 091万6, 018円、23.1%、県支出金8, 005万3, 337円、14.1%、繰入金7, 693万7, 475円、13.6%であります。

歳出の主なものにつきましては、保険給付費4億7, 997万5, 575円、89.2%であります。

歳入歳出差し引き残額から介護給費準備基金への積み立て2, 416万5, 052円を差し引いた額372万6, 890円は、令和元年度へ繰り越しをさせていただきます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議の上、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

認定第6号 平成30年度片品村下水道事業等特別会計歳入歳出決算の認定について、提案の説明を申し上げます。

歳入総額9, 403万6, 441円、歳出総額9, 089万4, 347円、差し引き残額314万2, 094円について、決算の認定をお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、繰入金6, 568万8, 000円で全体の69.9%、使用料及び手数料1, 782万1, 400円、19%であります。

歳出の主なものにつきましては、施設費3, 739万1, 886円で全体の41.1%、公債費2, 905万9, 072円で32%、建設費1, 443万960円で15.9%であります。

なお、平成30年度末現在の地方債借入残額は、3億1, 313万6, 079円となっております。

歳入歳出差し引き残額の314万2, 094円は、令和元年度へ繰り越しをさせていただきます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議の上、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

認定第7号 平成30年度片品村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、提案の説明を申し上げます。

歳入総額6,347万2,541円、歳出総額6,248万383円、差し引き残額99万2,158円について、決算の認定をお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、後期高齢者医療保険料3,466万400円で全体の54.6%、一般会計繰入金2,313万2,984円、36.5%であります。

歳出の主なものにつきましては、総務費624万2,340円で全体の10%、後期高齢者医療広域連合納付金5,597万6,844円、90%であります。

歳入歳出差し引き残額の99万2,158円は、令和元年度へ繰り越しをさせていただきます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議の上、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（星野栄二君） 提案理由の説明が終わりました。

この決算については、監査委員の審査が行われております。

ここで、決算審査結果の報告を求めます。

代表監査委員 桑原健一郎君。

（代表監査委員 桑原健一郎君登壇）

代表監査委員（桑原健一郎君） それでは、命によりまして、決算審査の報告をさせていただきます。

なお、お手元に配付してあります意見書に基づいて、一般会計と6つの特別会計決算の審査報告を簡単に申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定により、令和元年8月21日、役場2階相談室において、飯塚監査委員と2人で、平成30年度一般会計及び6つの特別会計の歳入歳出決算並びに関係諸帳簿、書類を審査いたしました。

その意見については、次のとおりであります。

審査結果の総括意見としましては、各会計とも予算額、執行命令、収入支出額、出納関係帳票及び関係書類等照査の上、審査を実施いたしました。審査に当たっては、決算は的確であるか、計数に誤りはないか、予算措置及びその執行は適切か、財政運営は健全か、事業の成果は上がっているかなどについて審査を行いました。

その結果、計数は正確であり、帳簿類はよく整備され、適切な事務処理と適正で健全な運営がなされているものと認定いたしました。

次に、各会計の総括について申し上げます。

なお、意見書に記載されます予算額、収支決算額の朗読は省略させていただきます。

まず、一般会計についてですが、歳入歳出差し引き額は2億800万1,333円で、翌年度に繰り越すべき財源は2,496万9,000円であるため、実質収支額は1億8,

303万2,333円で、さらに基金繰り入れを1億円行っているため、翌年度の繰越額は8,303万2,333円となりました。

村税の収入については5億5,983万5,429円で、昨年度より4,699万8,264円の大幅な減収となっております。軽自動車税を除く全ての税が減額となっており、主なものは村民税で982万円の減収、固定資産税が約3,077万円の減収となっております。

地方交付税については18億9,129万9,000円で、前年度より3,337万5,000円減っておりますが、歳入総額の43.1%を占めています。

国庫支出金については3億8,014万446円で、8,498万5,318円の減収でした。

県支出金については2億7,638万5,197円で、1,674万6,882円の増収となりました。

村債として6億820万円借り入れ、片品中学校建設工事、交流連携拠点施設建設工事、大立沢橋長寿命化対策工事、除雪用ホイールローダ購入事業などのハード事業のほか、福祉医療費支給事業、村内無料バス運行事業などのソフト事業に充当されています。

なお、平成30年度末の村債未償還元金現在高は50億9,524万6,890円であり、3月末の基金現在高は13億3,237万6,344円となっております。

次に、財政の推移ではありますが、過去3カ年の状況を表にして記載してありますので、参考にしていただきたいと思います。

財政運営の状況ですが、事務事業の見直しや経費の削減などに取り組み、堅実な運営が執行されています。

議長（星野栄二君） 暫時休憩いたします。

午前11時48分

午前11時48分

議長（星野栄二君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

代表監査委員（桑原健一郎君） 村税の歳入については、収入済額では前年度より約4,698万円の大幅な減収となっており、収納率も60.4%と前年度より2.55ポイント低くなっています。収入未済額は約1億1,803万円と、前年度より約2億3,938万円減っていますが、これは約2億4,953万円の不納欠損の結果です。

村税収納率調べを載せておきましたので、ごらんください。

今後も早期の滞納整理など適切な処理を行い、自主財源の確保を切望いたします。厳しい財政状況の中、また限られた予算の範囲で継続事業や住民生活に密着した事業なども重点に行っており、今後も、効率的で実効性のある予算執行に留意し、健全な財政運営の維持に努めてください。

次に、特別会計についての意見を申し上げます。なお、特別会計の意見書に記載してあります予算額、支出収入決算額の朗読は省略させていただきます。

最初に、国民健康保険特別会計であります。差し引き額が5,403万8,729円で、基金繰り入れを2,800万円行ったため、翌年度への繰越額は2,603万8,729円で、基金の決算年度末現在高は1億63万3,000円であります。

国保税の収納率は84%であり、前年度より3.1ポイント高くなっていますが、これからも滞納整理等を積極的に行い、未収金の解消に努め、自主財源の確保に向け、さらに努力をお願いします。

なお、医療諸費に対する1人当たりの保険者負担分は24万4,430円で、前年度より5,638円減っています。

国民健康保険事業は、医療行政の重要な役割を果たしていますが、被保険者の高齢化や医療の高度化、医薬品の高額化等による医療費の増大などにより、非常に厳しい運営が予想されます。国保会計の健全な運営のためには、被保険者の健康保持推進を図ることも重要な要素であります。片品村が行っている総合健診の受診や、健康指導部門との連携を図り、健康寿命の向上を目指して、「健康片品」のために尽力をお願いします。

次に、簡易水道事業特別会計です。

差し引き額は457万6,429円で、基金繰り入れを230万円行ったため、翌年度への繰越額は227万6,429円で、基金の決算年度末現在高は3,840万円になります。

なお、水道料の収納率は70.9%であり、前年度より10ポイント高くなっていますが、これは大口滞納者の不納欠損が大きく影響しており、これからも堅実な運営を図るため、未収金の解消に一層の努力をお願いします。

次に、観光施設事業特別会計です。

観光施設全体の損益計算書の当年度純利益は1億7,275万4,092円となっておりますが、これは一般会計からの補助金8,674万1,000円と特別収益として長期借入金の責務免除益1億6,250万円を含んでのものであります。

前年度繰越欠損金5億8,792万9,026円に当年度純利益を加え、当年度未処理欠損金が4億1,517万4,934円となりました。

資本的収支では、収入はなしで、支出額1億4,148万6,854円で、不足額1億4,148万6,854円については、過年度分及び現年度分損益勘定留保資金で補填しています。

村営観光施設事業については、今年度限りで特別会計が廃止され一般会計化しますが、全ての施設の指定管理者制度導入により、それぞれ指定管理者が施設営業を行っているところでありますが、指定管理者の決算内容について、適正に処理されているかなども把握して、経営の改善に資するよう努めてください。

観光施設事業は、地域経済に及ぼす波及効果や雇用対策の場として、大きな役割を果たしています。今後も経済情勢は厳しい中ではありますが、さらなる研鑽を望みます。

次に、介護保険特別会計です。

差し引き額が2,789万1,942円で、基金繰り入れを2,416万5,052円行っただけ、翌年度への繰越額は372万6,890円で、基金の決算年度末現在高は6,578万49円になります。

急速に高齢化が進む中、高齢者に対する介護の問題が大きな課題となっています。要介護、要支援の認定は年々増加の傾向にあり、今後も介護予防事業や医療と介護の連携を強化し、切れ目のない対応ができるよう本会計の安定化を図り、高齢者が住みなれた地域で自分らしく人生を全うできるよう、介護サービスの充実に努めていただきたい。

次に、下水道事業等特別会計です。

差し引き額314万2,094円が翌年度への繰越額です。

下水道事業会計の健全運営には、下水道への加入推進を図り、使用料収入の増収が必要不可欠ですが、加入率は58.4%と依然として低いため、適切な対応を望むものであります。

住民の生活環境の向上や村の自然環境保全、河川の水質保全の立場から、下水道事業区域外の整備計画を進め、村全体の整備が進むことを望みます。

次に、後期高齢者医療特別会計です。

差し引き額99万2,158円が翌年度への繰越額であります。

平成31年3月末現在の被保険者は917人で、引き続き被保険者の適切な医療確保を図るため、迅速かつ適正な各種医療給付の実施に努め、健康の保持増進を図るための保健事業を実施してください。

また、参考として、6特別会計への一般会計からの繰入金の表を入れておきましたので、参考としてください。

最後に、結論としまして、一般会計及び特別会計の決算は正しく、証拠書類もよく整理されて、会計経理は適正であり、おおむね良好と認めます。

財政については、平成30年度片品村健全化判断比率等について決算審査後審査を行い、片品村のそれぞれの比率については早期健全化基準には該当せず、大変良好な比率となっているため、健全な財政であると言えます。

また、村道の維持修繕、橋梁の整備、中学校の建設、交流連携拠点道の駅尾瀬かたしなの整備など村づくりの基礎となる事業の推進を図るとともに、子どもから高齢者までの福祉事業や総合健診、予防接種等の保健衛生事業など村民に密着した事業が行われたことは、村民福祉の向上に貢献したものと考えます。

財政運営の歳入については、村税、公共料金などの収入未済額の処理は、所管課により適切に対処していただいているところではありますが、村税や公共料金などの収入未済については、負担の公平性に対する重要性を認識し、滞納の解消に向けた積極的な取り組みについてさらに努力をしてください。村当局として毅然とした厳しい対処により、村民間の公平と財源の確保に努めることが、今後ますます厳しさを増すと予想される財政運営の上からも強く望まれます。

観光事業については、武尊牧場観光施設、スノーパル・オグナほたかスキー場事業を指定管理者により営業を行っていますが、今後も指定管理者と連絡を密にいただき、よりよい運営ができることを期待します。

行政改革、地方分権、少子高齢化への対応や住民福祉の拡充などさまざまな行政問題が山積する中でありますが、村民のニーズを把握して、計画的かつ効率的な行財政の運営と安定した事業計画の立案に心がけ、住民福祉の向上や明るく活気ある村づくりのための施策を望むものであります。

また、役場職員個々の資質向上を図り、厳しい時代だからこそ、住民の期待に応える行政執行がなされるよう、一層の努力を希望します。

本決算処理完結のため、事務執行に尽力された各位に深く敬意を表し、報告といたします。

議長（星野栄二君） 監査委員の報告が終わりましたので、これから報告についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

認定第1号から認定第7号までの質疑以降については、後日の本会議において審議します。

議長（星野栄二君） 暫時休憩いたします。

午後1時15分に再開いたします。

午後12時00分

午後 1時14分

議長（星野栄二君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第26 報告第6号 平成30年度継続費精算報告書について

議長（星野栄二君） 日程第26、報告第6号 平成30年度継続費精算報告書についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 村長。

報告第6号 平成30年度継続費精算報告書について、提案の説明を申し上げます。

片品中学校新校舎建築費に係る継続費につきましては平成28年度に承認をいただいておりますが、14億7,836万円を支出して事業が完了し、継続費精算報告書を調整したので、地方自治法施行令の規定により報告をいたします。

議長（星野栄二君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

日程第27 報告第7号 財政の健全化判断比率等について

議長（星野栄二君） 日程第27、報告第7号 財政の健全化判断比率等についてを議題といたします。

本件について、提出者の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 村長。

報告第7号 財政の健全化判断比率等について、ご報告申し上げます。

この報告は、平成19年6月に施行された地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、関係書類を提出するものでございます。

まず、健全化判断比率の状況ですが、一般会計の実質赤字比率及び特別会計を含めた連結実質赤字比率につきましては、赤字がないため比率は算出されませんでした。

実質公債費比率につきましては、2.6%でした。

将来負担比率につきましては、1.8%でした。

次に、公営企業会計の資金不足比率の状況ですが、全ての会計に資金不足はありませんでしたので、資金不足比率は算出されませんでした。

今回提出した関係書類につきましては、令和元年8月21日に片品村監査委員による審査を受け、内容の認定をいただいたことを申し添え、ご報告といたします。

議長（星野栄二君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「進行」と呼ぶ者あり)

議長(星野栄二君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

日程第28 報告第8号 片品村振興公社株式会社の経営状況の報告について

議長(星野栄二君) 日程第28、報告第8号 片品村振興公社株式会社の経営状況の報告についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

(村長 梅澤志洋君登壇)

村長(梅澤志洋君) 村長。

報告第8号 片品村振興公社株式会社の経営状況に関する書類の提出について、ご報告申し上げます。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、法人の経営状況等に関する関係書類を提出し、ご報告申し上げるものでございます。

今回提出した関係書類につきましては、令和元年6月19日開催の監査役監査において承認をいただいておりますことを申し添え、ご報告といたします。

議長(星野栄二君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「進行」と呼ぶ者あり)

議長(星野栄二君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

日程第29 同意第4号 片品村名誉村民の推挙について

議長(星野栄二君) 日程第29、同意第4号 片品村名誉村民の推挙についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

(村長 梅澤志洋君登壇)

村長（梅澤志洋君） 村長。

同意第4号 片品村名誉村民の推挙について、提案の説明を申し上げます。

馬場美香氏は、卓球競技において片品中学校時代から全国で活躍し、高校時代には世界を舞台にしてすばらしい成績を残され、現在では女子全日本代表監督を務めるなど、片品村が誇る大変すぐれた指導者としてご活躍されております。

また、本村のスポーツ振興に対してさまざまな協力をいただいております、社会体育の推進に大きく貢献していただいております。

よって、同氏を片品村名誉村民として推挙いたしたく、片品村名誉村民条例第3条第1項により議会の同意をお願いするものであります。

ご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

議長（星野栄二君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） これで討論を終わります。

これから、同意第4号 片品村名誉村民の推挙についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第4号 片品村名誉村民の推挙については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第30 同意第5号 片品村固定資産評価審査委員会委員の選任について

議長（星野栄二君） 日程第30、同意第5号 片品村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本案について、提出者に説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 村長。

同意第5号 片品村固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案の説明を申し上げます。

片品村固定資産評価審査委員会委員の千明貞夫氏が、令和元年9月30日で任期満了となります。

つきましては、星野幸男氏を委員に選任したく、同意をお願いするものでございます。

星野幸男氏については、人格及び識見ともに適任者であると思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（星野栄二君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） これで討論を終わります。

これから、同意第5号 片品村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第5号 片品村固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案

のとおり同意することに決定しました。

-
- 日程第31 議案第54号 令和元年度片品村一般会計補正予算（第2号）について
日程第32 議案第55号 令和元年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
について
日程第33 議案第56号 令和元年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
について
日程第34 議案第57号 令和元年度片品村介護保険特別会計補正予算（第1号）につ
いて
日程第35 議案第58号 令和元年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第1号）
について
日程第36 議案第59号 令和元年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2
号）
について

議長（星野栄二君） 日程第31、議案第54号 令和元年度片品村一般会計補正予算
（第2号）についてから日程第36、議案第59号 令和元年度片品村後期高齢者医療特
別会計補正予算（第2号）についてまでの以上6件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第54号から議案第59号までの令和元年度片品村一般会計及び各特別会計の補正
予算について、提案の説明を申し上げます。

議案第54号 令和元年度片品村一般会計補正予算（第2号）について、提案の説明を
申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億88万9,000円を追加し、歳入
歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億7,187万6,000円にお願いするもので
ございます。

歳入の主なものにつきましては、前年度繰越金及び繰入金の増額であります。

歳出の主なものにつきましては、農林水産業費、商工費、土木費及び教育費の増額であ
ります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願
い申し上げます。

議案第55号 令和元年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、
提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,222万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億144万2,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、県支出金及び繰越金の増額と繰入金の減額であります。

歳出の主なものにつきましては、総務費、保健事業費及び基金積立金の増額並びに国民健康保険事業納付金の減額であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第56号 令和元年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ127万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,114万8,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、平成30年度決算の確定によります繰越金の増額であります。

歳出の主なものにつきましては、総務費及び施設費の増額であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第57号 令和元年度片品村介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ723万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3,120万5,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、保険料の減額及び繰越金の増額であります。

歳出の主なものにつきましては、諸支出金及び基金積立金の増額であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第58号 令和元年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第1号）について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,417万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億936万4,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、繰入金及び繰越金の増額であります。

歳出の主なものにつきましては、施設費及び建設費の増額であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第59号 令和元年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、

提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ49万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,304万5,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、繰越金の増額であります。

歳出の主なものにつきましては、予備費の増額であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（星野栄二君） 議案第31号から議案第36号までの質疑以降については、後日の本会議において審議します。

日程第37 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

議長（星野栄二君） 日程第37、選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員会委員に、須賀川196番地の1、大竹常晴君、花咲621番地、星野和雄君、越本540番地、笠原一利君、戸倉624番地、松浦新一郎君。

補充員に、土出1644番地、萩原清彦君、鎌田4067番地、吉野勲君、摺淵573番地、星野敏男君、東小川1031番地の2、宮田康弘君、以上の方々を選挙管理委員会委員及び補充員に指名します。

なお、補充員の補充の順序は、指名の順序のとおりとしたいと思えます。

お諮りします。

ただいま議長が指名した方々を当選人に定めること及び補充員の補充の順序について、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました大竹常晴君、星野和雄君、笠原一利君、松浦新一郎君が選挙管理委員会委員に、萩原清彦君、吉野勲君、星野敏男君、宮田康弘君が補充員に当選されました。

なお、補充員の補充の順序は、指名の順序によることに決定しました。

議長（星野栄二君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会いたします。

午後 1時29分 散会

